株式会社クロスパワー ビジネスパートナー規約

株式会社クロスパワー

目次

第	1 ई	条(目的)	3
第	2 🖠	条(申込と承認)	3
第	3 ∮	条(サービス利用に関する処理の完了)	3
第	4 🕏	条(資格の停止)	3
第	5 🕏	条(取次手数料等)	3
第	6 ∮	条(取次手数料の計算)	4
第	7 🖠	条(取次手数料の支払い)	4
第	8 ≸	条(商品及び手数料等の変更)	4
第	9 ∮	条(取次業務の遂行、業務指導及び調査)	4
第	10	条(取次業務の委託禁止)	5
第	11	条(商標等の使用)	5
第	12	条(提供物の取扱)	5
第	13	条(広告宣伝)	5
第	14	条(業務報告)	5
第	15	条(禁止事項)	5
第	16	条(他の取次業務と競合した場合の措置)	6
第	17	条(契約実績を持つ顧客の取次)	6
第	18	条(守秘義務)	6
第	19	条(権利義務譲渡の禁止)	6
第	20	条(資格の喪失)	6
第	21	条(お客様情報の保護)	7
第	22	条(責任範囲)	7
第	23	条(損害賠償)	7
第	24	条(報奨制度)	7
第	25	条(本規約の有効期限)	7
第	26	条(管轄裁判所)	7
第	27	条(協議)	7
第	28	条(準拠法)	7
別:	表	1(取次手数料一覧)	8
別:	表	2(報奨会授与基準と報奨金額)	8

第1条(目的)

本規約は、株式会社クロスパワー(以下、「当社」という)が提供する「クロスパワーITC サービス」のサービス群、「おまかせファイルサーバー」「データセーフタイムライン」「おまかせシステム」を利用するお客様を、ビジネスパートナー(以下、「BP」という)が当社の取次店としてお客様を紹介する業務(以下、「取次業務」という)に際して、当社とBPが遵守すべき事項を定めることを目的とする。

第2条(申込と承認)

- 1.BP としての登録を受けようとする者は、本規約の全ての条件に合意のうえ、当社の Web サイト上の申し込み フォームまたはビジネスパートナー登録申込書のいずれかに 3 ヶ月以内に発行された本人確認書類を添え て当社に対して申し込みを行うものとする。なお、本人確認書類は以下の通りとする。
 - (1)個人・・・自動車運転免許証の写し。未所持の場合は健康保険証および住民票の写し
 - (2)法人…法人登記簿謄本の写し
- 2.前項の申し込み内容を当社が審査し、承認した時点から BP としての資格が生じるものとする。なお、審査期間は3営業日以内とする。

第3条(サービス利用に関する処理の完了)

- 1.BP が当社に紹介したお客様のサービス利用に関する処理は、当該お客様のサービス申込書が当社に提出され、当社がその申込内容を審査し、申込を承認した時点で完了する。
- 2.BP は当社に紹介したお客様であることを明確にするため、「サービス利用希望者連絡書」を原則としてご利用料金の初回入金までに提出する。
- 3.BP 自らが契約しサービス利用者となる場合は、これを承認しない。また、BP が契約者となり BP の顧客がサービス利用者となる場合も同様に承認しない。

第4条(資格の停止)

BP は取次業務による新規の成約が 1 年間以上ない場合、その資格を停止されるものとする。

第5条(取次手数料等)

- 1.当社は BP の紹介したお客様について、サービス利用に関する処理が完了してお客様のサービス利用に対するご利用料金の入金を当社が確認できた場合(以下、「支払義務」という)、BP に対し別表1に定めるプランごとの取次手数料を支払う。
- 2.BP は取次手数料の金額及び支払方法について、以下のプランのいずれか一つを選択できるものとする。なお、選択後のプラン変更は原則不可とする。
 - (1)プラン A
 - (2)プラン B
- 3.BP が本規約の定めに反する取次業務を行った場合、当該取次業務に対する一切の手数料支払いは行わない。また、当該取次業務に関してすでに支払った取次手数料等がある場合には、これを返還しなければならない。
- 4.当社は、第4条により資格を停止された BP を取次手数料支払い義務の対象とはしないものとする。

第6条(取次手数料の計算)

- 1.当社は、プラン A を選択した BP が紹介したお客様のご利用料金の支払い状況を月末締めで精査し、支払義務が発生している場合 BP に対して第 5 条 1 項に定める取次手数料を、お客様の契約から 7 ヶ月目末日に支払うものとする。
- 2.当社は、プランBを選択したBPが紹介したお客様のご利用料金の支払い状況を月末締めで精査し、支払義 務が発生している場合BPに対して第5条1項に定める取次手数料を、以下に従って支払うものとする。
 - (1)取次手数料の支払いは、毎年 11 月末日とする
 - (2)取次手数料の算定期間は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日とする
- 3.全てのプランについて、BPより第3条2項に定める「サービス利用希望者連絡書」の提出がなく、紹介された お客様が契約した後も当社に連絡がなかった場合は取次手数料の算定対象とならない。但し、後日 BP より 「サービス利用希望者連絡書」が提出され当社がその内容を審査し承認した場合は、その月末締より取次手 数料の支払いを適用する。
- 4.全てのプランにおいて、BPより紹介されたお客様が契約月より6ヶ月以内に解約した場合は、当社は取次手数料の支払いは行わないものとする。
- 5.全てのプランにおいて、BP より紹介されたお客様が契約月より 6 ヶ月以内に月額基本利用料金が異なるご利用サービスに変更した場合、取次手数料は変更後のご利用サービスおよびご利用基本料金を基準に計算するものとする。

第7条(取次手数料の支払い)

- 1.BP は取次手数料の支払い時に発行される支払通知書を受領後、内容を精査して異議があれば 1 週間以内 に当社宛メールにて回答を求めるものとする。
- 2.前項によらず BP より異議が無い場合は、当社は取次手数料を月末までに BP 指定の銀行口座へ振込支払いするものとする。
- 3.当社は第 10 条、第 15 条に違反する事由において BP 資格を失った BP に対しては、当該違反行為によって 発生した一切の取次手数料を支払わないものとする。
- 4.BP は、いつでも当社に対して取次手数料の算出根拠となる資料の開示を求めることができる。

第8条(商品及び手数料等の変更)

当社は、当社の都合により随時本規約を変更できるものとする。ただし、変更に際しては客観的に合理的な理由が存在し、事前にBPに通知しなければならない。

第9条(取次業務の遂行、業務指導及び調査)

- 1.BP は当社からの指示に基づき、取次業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2.BP は当社に対して、取次業務の遂行上必要な業務指導および各種の情報支援の提供を請求できる。
- 3.取次業務が本規約の定めに反した方法によって履行されたとの疑義があると判断された場合、BP は BP の取次業務について当社による必要な調査を受け、当社に必要な協力をするものとする。

第10条(取次業務の委託禁止)

BPは、BPの取次業務を第三者に委託してはならない。委託した場合は取次代理店としての資格を抹消する。

第 11 条(商標等の使用)

- 1.当社の商標等について、BP は取次業務の範囲内においてのみ無料で使用することができる。
- 2.前項に基づき BP が当社の商標等を使用する場合は、事前に別に定める様式にて当社の承認を得なければならない。
- 3.商標等の使用について BP は当社からの指示に従うものとし、BP の資格を失った場合には自己の責任と負担において商標等の使用を直ちに中止するものとする。

第12条(提供物の取扱)

BP が、BP 資格を失った時には、取次業務のために当社より提供された販売促進品等の全てを返還するものとする。

第13条(広告宣伝)

BPが取次業務に関わる広告宣伝を行う場合、その内容は当社の各サービス紹介ホームページ及び各種案内 資料、マニュアル類など公開されている文書に記載されている範囲に限定すること。この範囲を超えて広告宣 伝を行って苦情や異議、請求等を当社や BP が受けた場合、当社はその一切の責任を負わないものとし、BP は自己の責任と費用負担によってこれを解決しなければならない。

第 14 条(業務報告)

- 1.BP は取次業務の遂行にあたりその記録を保有するものとし、当社から報告を求められた場合は直ちに報告 しなければならない。
- 2.BP は前項に定める BP の記録について、取次業務の遂行後少なくとも1年間は保存しなければならない。

第 15 条(禁止事項)

BP は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。これらの行為を行った場合は取次代理店としての資格を 抹消することがある。

- 1.月額利用料等の減免をするかのように謳いお客様を誘引すること
- 2.お客様に対し、自らが事業主であるかのような欺瞞的行為を為すこと
- 3.お客様に対し、利用期間の限定を前提とした商品の勧奨業務を為すこと
- 4.申込意思のないお客様をあたかも申込意思のあるものとして虚偽または強引に取次を行うこと
- 5.当社の信用・名誉または当社との信頼関係を毀損させる行為を為すこと
- 6.本取次業務で取次ぐお客様を他の取次業務(アフェリエイト等)で重ねて取次ぐこと。また他の取次業務にて 既に取次されたお客様を本取次業務で重ねて取次ぐこと(二重取次の禁止)
- 7.他の BP が取次されたお客様を対象として、同一アカウントを取り次ぐこと
- 8.自己を紹介者として商品を取次ぐこと
- 9.有償無償を問わず、BP がお客様より商品・サービス運営管理の依頼を受けること

第16条(他の取次業務と競合した場合の措置)

第 15 条 6 項および 7 項の措置として、本取次業務と他の取次業務(アフェリエイト等)が共に同一のお客様(同一アカウント)を取次された場合、先に当社へ取次をされた取次を優先する。但し、同一日の場合には BP からの取次を優先とする。

第 17 条(契約実績を持つ顧客の取次)

過去に当社「クロスパワーITC サービス」の契約実績を持つお客様を取次された場合、これを取次業務実績として計数しないこととし、取次手数料の算定対象から除外されるものとする。なお、本条を理由として取次業務実績として計数しないことを当社が判断した場合、その旨を BP に対して通知する。

第18条(守秘義務)

- 1.BP は、本規約に基づく取次業務の遂行上知り得た営業上の情報・技術上の情報・顧客情報およびその他一切の情報(公知の情報は除く)を取次業務以外の目的で自ら使用し、若しくは第三者に開示または漏らしてはならない。
- 2.BP は、本規約に基づく業務の遂行にあたっては別に定める「販売取次店業務の実施に伴うお客様情報の保護に関する細則」を遵守するものとする。
- 3.第 18 条 1 項および 2 項における BP の義務は、BP 資格を失った後も存続する。

第 19 条(権利義務譲渡の禁止)

BP は本規約上の権利義務の一切を第三者に譲渡し、または継承することはできない。

第20条(資格の喪失)

BPは、自らに以下の各号に掲げる事由が生じたときは、本規約に関する債務の期限の利益を当然に失い、当社は催告を要さず書面で通知することにより、直ちに BP 資格を抹消することができるものとする。

- 1.第4条、第15条その他本規約の規定に違反したとき
- 2.BP が公序良俗に違反したとき。または重大な法令違反をしたとき
- 3.民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、または自らの意思でこれらを行ったとき
- 4.手形交換所の取引停止処分または資産差押、滞納処分を受けたとき
- 5.合併による消滅、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- 6.第2条の申込の際、虚偽の内容の申告をした場合。または誤解をさせたとき
- 7.BP の紹介したお客様の利用料金の支払いが確認された商品のうち、全てまたは一部の商品の継続利用率が BP の帰すべき事由により、著しく低いとき

第21条(お客様情報の保護)

BP は取次業務の実施に伴い、お客様より提供される各種情報(以下、「お客様情報」という)の取扱について、別紙「お客様情報の保護に関する細則」に従うものとする。

第22条(責任範囲)

- 1.BP が本規約の取次業務と同時に他社との契約に基づく商品、またはサービスの販売推奨を実施する場合、BP または他社が原因で第三者に損害が生じたとしても、当社にはなんら責任は及ばないものとする。
- 2.BP が取次いだ当社提供商品の瑕疵が理由でお客様が当該商品の利用ができない場合、責任は当社にあり BP は免責されるものとする。

第23条(損害賠償)

本規約の履行に際してBPの責めに帰すべき事由により損害が発生した場合、BPは当社に対し損害の賠償をしなければならない。

第24条(報奨制度)

当社は BP が BP 資格を取得した月から 12 ヶ月ごとの取次実績を精査し、これが一定の件数に到達していた場合は報奨金を授与するものし、その授与時期は BP 資格を取得した月から 14 ヶ月目の月末とする。授与基準と金額は別表 2 に記載の通りとし、年間新規契約件数は「クロスパワーITC サービス」内のサービス種別を問わず計数する。

第 25 条(本規約の有効期限)

BP 資格の有効期間は、第 2 条の BP 資格が生じた時点より 1 年間とする。但し、当社及び BP のいずれか一方が有効期間満了の 1ヶ月前に書面により BP 資格終了の意思表示をしないかぎり、自動的に 1 年間更新し、以後も同様とする。

第26条(管轄裁判所)

本規約に関する訴訟の第一審の専属管轄裁判所は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

第 27 条(協議)

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈および効力その他の事項について生じた疑義については、 信義誠実の原則に従い協議し解決を図るものとする。

第 28 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

別表 1(取次手数料一覧)

プラン A 取次手数料

取次サービス	取次手数料	注意事項
おまかせファイルサーバー	申込プラン月額基本料金	_
共用プラン	5ヶ月分(支払いは1回のみ)	
おまかせファイルサーバー		各プランの初期費用については
大容量プラン(プラン S)		取次手数料の計算に含まない
おまかせファイルサーバー		
大容量プラン(プラン E)		
データセーフタイムライン		ユーザ料金については
Public 共用型		取次手数料の計算に含まない

プランB取次手数料

取次サービス	取次手数料	注意事項
おまかせファイルサーバー	初月分・・・	_
共用プラン	申込みプラン月額基本料金 1ヶ月分	
おまかせファイルサーバー	2ヶ月目以降分・・・	各プランの初期費用については
大容量プラン(プラン S)	申込みプラン月額基本料金の 5%分	取次手数料の計算に含まない
おまかせファイルサーバー	(但し該当契約の継続期間中に限る)	
大容量プラン(プラン E)		
データセーフタイムライン		ユーザ料金については
Public 共用型		取次手数料の計算に含まない

別表 2(報奨金授与基準と報奨金額)

授与基準	報奨金額
年間新規契約件数 10 件	¥100,000
年間新規契約件数 20 件	¥200,000
年間新規契約件数 30 件	¥300,000
年間新規契約件数 40 件	¥400,000
年間新規契約件数 50 件	¥500,000
以降 10 件毎	+¥100,000

以上